

平成31年第1回大田原市教育委員会定例会 会議録

開催日時	平成31年1月21日(月)		午後1時30分		
開催場所	本庁舎 403会議室				
会議出席状況	教育長	植竹 福二	出席		
	委員	深澤 道昭	出席	川上 聖子 欠席	
		小林 朋子	出席	森 泉 出席	
		渡邊 英憲	出席		
	事務局職員	教育部長	木下 義文	生涯学習課長兼中央公民館長	津久井 静男
		教育総務課長	大森 忠夫	文化振興課長	長谷川 操
		学校教育課長	佐野 英男	スポーツ振興課長	君島 敬
書記	教育総務課	遠藤 久子、松本 一弘、川崎 優志			
付議事項	○ 報告 件 [報告第 号～第 号] ○ 協議 7 件 [協議第 1 号～第 6 号] [追加協議第 1 号～第 号] ○ 議案 1 件 [議案第 1 号～第 号]				

1 開 会 午後1時30分

2 前回会議録の承認

3 議 事

- | | | |
|--------|-----------|---|
| 日程第1 | 協議第 1 号 | 名勝おくのほそ道の風景地八幡宮(那須神社境内)保存活用計画策定委員会運営要綱の制定について |
| 日程第2 | 協議第 2 号 | 大田原市文化財保存活用地域計画協議会運営要綱の制定について |
| 日程第3 | 協議第 3 号 | 大田原市総合文化会館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 協議第 4 号 | 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 協議第 5 号 | 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 協議第 6 号 | 大田原市教育委員会職員職名等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について |
| 日程第7 | 議案第 1 号 | 大田原市外国人留学生奨学金支給条例に基づく奨学生の決定について |
| 追加日程第1 | 追加協議第 1 号 | 大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

4 そ の 他

5 閉 会 午後2時37分

6 傍 聴 人 0名

7 会議の要旨 次のとおり

平成31年第1回大田原市教育委員会定例会 発言要旨

平成31年1月21日(月) 午後1時30分から

○教育長(植竹福二君) 　　ただいまから平成31年第1回大田原市教育委員会定例会の会議を開きます。

○教育長(植竹福二君) 　　前回会議録は、書記をもって調製させましたので、順次回覧いたします。内容をご確認いただきたいと思います。

(会議録順次回覧)

○教育長(植竹福二君) 　　会議録の内容についてご確認いただきましたが、前回会議録につきましてご承認いただけますか。

(異議なしの声あり)

○教育長(植竹福二君) 　　異議はないようでありますので、前回の会議録は承認されました。委員会閉会后、ただいまの会議録に署名をお願いいたします。

○教育長(植竹福二君) 　　本日付議いたします案件は、協議6件、議案1件であります。それでは日程に従い会議に入ります。

日程第1 協議第1号 名勝おくのほそ道の風景地八幡宮(那須神社境内)保存活用計画策定委員会運営要綱の制定についてを議題といたします。詳細について、文化振興課長から説明をお願いします。

○文化振興課長(長谷川 操君) 　　(概要の説明を行う)

○教育長(植竹福二君) 　　説明が終わりましたので、質疑を行います。

○委員(深澤道昭君) 　　おくのほそ道の名勝ということですが、那須神社以外にも市内に名勝の対象となるものがあるのか、それと保存活用計画ということですが、具体的にどのような内容が想定されるのでしょうか。

○文化振興課長(長谷川 操君) 　　本年4月から施行される改正文化財保護法では、基本的に国の指定を受けている文化財については、保存活用計画を定めることができることとなっておりますので、具体的には、侍塚古墳、大雄寺、那須国造碑等が対象となりますが、今回はその中でも、喫緊の課題として整備が必要な那須神社の保存活用計画を策定することとなりました。

保存活用計画の内容ですが、那須神社の建造物の現状把握と、改修整備方針となりますが、芭蕉が訪れた当時の様子になるべく近づけるため、どのように整備するか方向付けが重要になると思われます。

また、整備して終わりではなく、その文化財に対する理解を深めていただくよう、情報発信し、守り伝えていくといった活用方法も盛り込む予定となっております。

- 教育長（植竹福二君） その他、質疑はないようでありますので、質疑を終わります。
お諮りいたします。
協議第1号 名勝おくのほそ道の風景地八幡宮（那須神社境内）保存活用計画策定委員会運営要綱の制定についてにつきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
- （異議なしの声あり）
- 教育長（植竹福二君） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。
次に、日程第2 協議第2号 大田原市文化財保存活用地域計画協議会運営要綱の制定についてを議題といたします。
詳細について、文化振興課長から説明をお願いします。
- 文化振興課長（長谷川 操君） （概要の説明を行う）
- 教育長（植竹福二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（質疑を行う）
- 教育長（植竹福二君） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。
お諮りいたします。
協議第2号 大田原市文化財保存活用地域計画協議会運営要綱の制定についてにつきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
- （異議なしの声あり）
- 教育長（植竹福二君） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。
次に、日程第3 協議第3号 大田原市総合文化会館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
詳細について、文化振興課長から説明をお願いします。
- 文化振興課長（長谷川 操君） （概要の説明を行う）
- 教育長（植竹福二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（質疑を行う）
- 教育長（植竹福二君） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。
お諮りいたします。
協議第3号 大田原市総合文化会館条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
- （異議なしの声あり）

- 教育長（植竹福二君） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。
次に、日程第4 協議第4号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを
議題といたします。
詳細について、教育総務課長から説明をお願いします。
- 教育総務課長（大森忠夫君） （概要の説明を行う）
- 教育長（植竹福二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（質疑を行う）
- 教育長（植竹福二君） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。
お諮りいたします。
協議第4号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、原案
のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）
- 教育長（植竹福二君） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。
次に、日程第5 協議第5号 大田原市附属機関設置条例の一部を改
正する条例の制定についてを議題といたします。
詳細について、教育総務課長から説明をお願いします。
- 教育総務課長（大森忠夫君） （概要の説明を行う）
- 教育長（植竹福二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（質疑を行う）
- 教育長（植竹福二君） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。
お諮りいたします。
協議第5号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定
についてにつきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）
- 教育長（植竹福二君） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。
次に、日程第6 協議第6号 大田原市教育委員会職員職名等に関す
る規則の一部を改正する教育委員会規則の制定についてを議題といたしま
す。
詳細について、教育総務課長から説明をお願いします。
- 教育総務課長（大森忠夫君） （概要の説明を行う）

○学校教育課長（佐野英男君）

補足で説明いたします。今年度から設置された大田原市教育支援センターには、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが配置され、このうちスクールソーシャルワーカーは、福祉の面から教育への助言を行う業務を行っております。

現在、スクールソーシャルワーカーは2名おまして、いずれも臨時職員として採用しておりますが、大変優秀な方々で同センターの運営に大変尽力いただいているところです。

そもそも、スクールソーシャルワーカーの資格を持つ方々は、近隣にあまり多くない状況でして、なおかつ優秀な人材という点も加味しますと、他自治体に引き抜かれる可能性もありましたので、かねてから正職員として採用することを要望しておりましたところ、来年度から1名を常勤職員として採用することとなりましたので、本規則を改正するものであります。

○教育長（植竹福二君）

説明が終わりましたので、質疑を行います。

（質疑を行う）

○教育長（植竹福二君）

質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

協議第6号 大田原市教育委員会職員職名等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定についてにつきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○教育長（植竹福二君）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第7 議案第1号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例に基づく奨学生の決定についてを議題といたします。

詳細について、教育総務課長から説明をお願いします。

○教育総務課長（大森忠夫君）

（概要の説明を行う）

○教育長（植竹福二君）

説明が終わりましたので、質疑を行います。

（質疑を行う）

○教育長（植竹福二君）

質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例に基づく奨学生の決定についてにつきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

- 教育長（植竹福二君） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。
ここで、追加協議を提出いたします。
追加日程第1 追加協議第1号 大田原市学校跡地運動場の設置及び
管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
- 詳細について、スポーツ振興課長から説明をお願いします。
- スポーツ振興課長（君島 敬君） （概要の説明を行う）
- 教育長（植竹福二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
- （質疑を行う）
- 教育長（植竹福二君） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。
お諮りいたします。
追加日程第1 追加協議第1号 大田原市学校跡地運動場の設置及び
管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、原案
のとおり承認することにご異議ございませんか。
ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。
以上をもちまして、本日予定されました案件はすべて議了いたしました。
なお、その他で何かございますか。
- 委員（森 泉君） 先生に代わって、中学校の部活動の顧問業務を行う指導員を配置するた
め、県が来年度予算に盛り込むという記事が下野新聞でありましたが、先生の
OBを想定しているそうですが、大田原市で配置される予定はありますか。
- 教育長（植竹福二君） 私の持論としては、学校の部活動から先生が手を引くということは、生徒指導
の観点からも、あり得ないと考えております。
昨今の働き方改革の中で、先生の負担を減らそうという流れがありますが、学
校において生徒とのコミュニケーションを取る場として、また規範意識を高める場
として、部活動が大きな割合を占めているのは確かだと考えています。
ですので、先生が部活動から手を引くことは、学校教育の基礎を崩しかねず、
部活動にしても、時間外の業務にしても、すべて働き方改革、負担削減といっ
た視点から無くそうとすることは、いかがなものかと考えております。
また、部活動を指導している教員と話をしますと、「部活動をやりたかったから
教員になった」という話をよく聞きます。
小学校は少し様子が違うかもしれませんが、中学校で部活動の指導をしてい
る先生方で、苦痛に感じている先生はさほどいないのではないかと考えています。
- 学校教育課長（佐野英男君） 外部指導者というのは、2つパターンがありまして、ひとつは保護者のうち協力
できる方が、空いた時間に指導に当たっていただくものと、もうひとつは、県が派
遣する「スポーツエキスパート」という指導者を、年間20回程度学校単位で配
置してもらうもので、現在大田原市では、大田原中学校と野崎中学校に2名
配置されています。

報道でありました指導者というのは、監督、引率、ベンチに入る等といった立場で指導に当たるもので、県全体で40名程度配置する予定のようです。

ただ、先ほど教育長が申し上げましたが、部活動の指導は先生がやるべきことだろうという思いがありますし、部活動の場は先生と子どもたちが信頼関係を築く場として重要であると考えておりますので、大田原市としては手を挙げる予定は現在のところありません。

○委員（森 泉君） これらの指導者の費用は、どこが負担しているのですか。

○学校教育課長（佐野英男君） スポーツエキスパートについては、県費負担になっておりまして、1人当たり年間約6万円程度かかっております。

一方で、保護者の指導員は、学校によって人数も来ていただく回数も、関わり方が様々ですから、1回当たり2千円程度の謝金という形で、学校が支払っています。

○教育長（植竹福二君） その他で何かございますか。

○委員（渡邊英憲君） 先日ニュースで、東京の町田市ですが、教師が生徒に暴力をふるう動画がSNSに掲載されまして、内容としては、生徒が先生を挑発して、先生が生徒を殴る様子を携帯電話で陰で撮影していたようですが、それをYoutubeに掲載され、最終的には教師が誤ったということです。

暴力は絶対いけないわけですが、これは、生徒が仕掛ければ、いくらでも悪用できると思いますか、過度な挑発といいますか、携帯電話ひとつあれば、簡単に録音もできますし、撮影もできますので、対策という言葉は適切ではないと思いますが、どうしたらいいのかと率直に感じました。

殴った教師だけでなく、流した生徒たちまでも、インターネットの世界ですとすぐに個人を特定し始めるわけですが、一度拡散したものはほぼ永久的にインターネットの世界にあるわけで、一生付きまとわれることになって、結局お互いに不利益しか残らないことになります。

行き過ぎたいたずらだとは思いますが、そういった状態を招いてしまうわけで、将来的に深刻な問題になってしまうので、市といいますか、学校では何か予防策というか、安易にSNSに掲載してしまうこと、SNSの弊害を授業などで教育する場はあるのでしょうか。

○学校教育課長（佐野英男君） SNSには限りませんが、運動会や、部活動等の動画をアップすることで、一緒に写っている他の児童生徒もアップされることが問題になることは多々ありまして、特に保護者に対しては、新1年生の就学児健診の場で、個人情報保護の観点から説明をさせていただいています。

学校では、新聞に情報を提供したり、学校だよりを発行したり、個人情報を提供する機会が多々ありますので、すべての学校において、年度当初に保護者に対して提供の不可について承諾を取りますし、実際に提供や掲載する前には再度電話で了解を得る作業をしています。

児童生徒に対しては、情報教育が必須になっておりますが、インターネット環境ですとか、携帯電話ですとか、幅広く学ぶ時間として設定されていますので、SNS対策のみでの授業にはなっていない状況です。

しかし、携帯電話の普及状況を考えますと、そういった弊害への情報リテラシーが必要だという声は上がってきていますので、携帯電話会社から人間を派遣してもらうなど、保護者も含めた指導を行っている先進的な事例も見られますので、検討していかねばならないと感じています。

○教育長（植竹福二君）

一つ加えさせていただきますが、児童生徒に人権があるように、教師にも人権がありますので、暴言、暴力を振るわれた場合、程度にはよりますけれども、学校内で処理しようとはせず、すぐに警察に連絡をすることとしています。

児童生徒の挑発に簡単に乗ってしまうこと自体、また挑発されるような雰囲気を持っていること自体、教師の資質として未熟な部分があったのではないかと思います。その他で何かございますか。

○学校教育課長（佐野英男君）

今年度の小中学校の卒業式の参列について、例年どおり教育委員の皆さまに依頼させていただきます。

いずれも、式辞をお読みいただきたいと思いますので、なるべく早くに式辞の案をお届けしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長（植竹福二君）

ほかに、ないようですので、以上をもちまして、平成31年第1回大田原市教育委員会定例会の会議を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会：午後2時37分

この会議録は、平成31年1月25日に調製されたものであるが、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

平成31年2月20日

委員

委員

委員

委員

委員

調製者